

私立の小中学校等に通う児童生徒への補助金について

制度概要

この補助金は、返済の必要はありません。

私立の小中学校等に在学する低所得世帯に属する児童生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。補助金の受給を希望される方は、申請書に必要な事項を記入し、下記「申請に必要な書類」を添えて、学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

補助要件

次の①から⑥の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 児童生徒が7月1日時点で、大阪府内の私立小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)のいずれかに在学していること。
- ② **保護者等全員(※1)の年収合計が約400万円未満(年収はあくまでめやすです)の世帯(※2)であること。**
【具体的な所得基準】
保護者等の所得金額の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額(以下「判定額」という。)が140万円未満であること。
寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満であること。
- ③ 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
- ④ 児童生徒の保護者等の資産保有額(※詳細は裏面)の合計が600万円以下であること。
- ⑤ 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
- ⑥ 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

※1 保護者等とは、以下に該当する全ての方です。

- ① 親権者(親権者がいない場合は、未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者)、② 児童生徒と同居する祖父母、
③ ①②の者と同等程度又は同等程度以上に授業料を負担する者がいる場合にあっては、当該負担する者

※2 「年収合計が約400万円未満の世帯」とは、父母、扶養親族が高校生未満の子どものみの世帯のめやすです。家族構成などにより変わります。所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得も含まれます。ただし、所得に損失が発生している場合は、当該所得を0円として計算します。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算します。なお、平成31年1月～令和元年12月の間に於いて課税証明書に含まれていない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても判定に当たって勘案します。

補助額

児童生徒1人あたり年間10万円を支給します。

※この補助金は、児童生徒に代わって学校が受領し、原則授業料との相殺を行います。

※小学校1年生から6年生、中学校等の1年生から3年生までの全学年が対象となります。

※授業料の金額が10万円を下回る場合、授業料相当額まで支援します。

申請に必要な書類

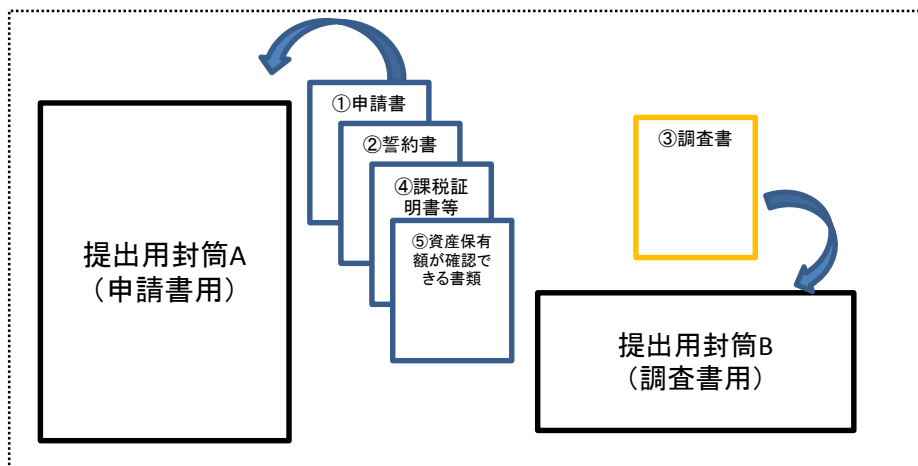
- ① 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書(以下、「受給申請書」という。)
- ② 誓約書
- ③ 文部科学省が実施する私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査書(以下、「調査書」という。)
※①から③の書類については、在学する学校を通じて配布します。
- ④ 保護者等全員の、市町村が発行する令和2年度の課税証明書等(ただし、必要な所得情報が記載されていない課税証明書の場合で、必要な情報が記載された他の証明書がある場合は当該証明書。)
- ⑤ 保護者等全員の、資産保有額が確認できる書類(通帳の写し等※詳細は裏面)

申請方法等

- 学校が定める期限までに、「申請に必要な書類」①から⑤全てをご準備のうえ、**学校事務室に提出**してください。
- ①受給申請書、②誓約書、④課税証明書等及び⑤保護者等全員の、資産保有額が確認できる書類は、**申請書等提出用封筒A**に入れ、③調査書は、**調査書提出用封筒B**にそれぞれ分けて入れて、学校事務室に提出してください。

○留意事項

- ・児童生徒が7月1日時点で在籍していた学校での申請となります。
- ・学校が定める期限までに申請手続きをしなかった場合、補助金を受けることができない場合がありますので、必ず期限内に申請してください。
- ・補助要件の判定は、毎年度行います。
- ・文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査に協力出来ない場合は、補助金は支給されません。
- ・**本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならないことがあります。**



資産保有額

資産保有額とは、保護者等に該当する者について、以下の金額を合算した額になります。

預貯金(普通・定期・外貨預金・外貨積立等)、有価証券(株式・国債・地方債・社債・FX・仮想通貨・商品先物取引等)、貴金属(金・銀(積み立て購入を含む。))など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの)、投資信託、タンス預金(現金)、負債(借入金等)

資産	提出書類(申請日の直近のもの)
預貯金 (普通・定期・外貨預金・外貨積立等)	通帳の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)または残高証明書
有価証券 (株式・国債・地方債・社債・FX・仮想通貨・商品先物取引等)	証券会社や銀行の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)または残高証明書
貴金属 (金・銀(積み立て購入を含む。))など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの)	購入先の銀行等の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)または残高証明書
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)または残高証明書
タンス預金 (自宅等で保管している現金)	自己申告
負債(借入金等)	残高証明書や借用証書等の写し

※申請手続きに関する問い合わせは、在学する学校事務室にお問い合わせください。